BYD太陽光発電モジュールの限定的保証書

BYD(Shangluo) Industrial Co.,LTD（「BYD」）は、下記に定義される特定タイプの太陽光発電モジュール（以後「製品」とする）に関する限定的保証（「保証」）を、下記に定められている条件、例外、および制限事項に従って製品の所有者（以後「顧客」とする）に対してここに提供するものとする。

1. 保証範囲

1.1. 保証範囲。

この保証の対象となるBYDの標準太陽光発電モジュールは次の通り：

1.1.1. 単結晶シリコン太陽光発電モジュール：

6" 単結晶シリコン太陽光発電モジュール：

72スライス：BYD ***M6-36 (***=260, 265, 270, 275,280, 285, 290, 295, 300, 305, 310, 315)

BYD ***M6C-36 (***=260, 265, 270, 275,280, 285, 290, 295, 300, 305, 310, 315)

BYD ***M6-36-DG (***=260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305, 310, 315)

BYD ***M6C-36-DG(***=260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305, 310, 315)

60スライス：BYD ***M6-30 (***=220, 225, 230, 235,240, 245, 250, 255, 260, 265)

BYD ***M6C-30 (***=220, 225, 230, 235,240, 245, 250, 255, 260, 265)

BYD ***M6-30-DG (***=220, 225, 230, 235,240, 245, 250, 255, 260,

265)

BYD ***M6C-30-DG(***=220, 225, 230, 235,240, 245, 250, 255, 260, 265)

54スライス：BYD ***M6-27 (***=195, 200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240)

BYD ***M6C-27 (***=195, 200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240)

48スライス：BYD ***M6-24 (***=175, 180, 185, 190, 195, 200, 205, 210)

BYD ***M6C-24 (***=175, 180, 185, 190, 195, 200, 205, 210)

36スライス：BYD ***M6-18 (***=130, 135, 140, 145, 150, 155, 160)

BYD ***M6-18 (***=130, 135, 140, 145, 150, 155, 160)

5" 単結晶シリコン太陽光発電モジュール：

72スライス：BYD ***M5-36 (***=160, 165, 170, 175,180, 185, 190)

54スライス：BYD ***M5-27 (***=120, 125, 130, 135, 140, 145)

36スライス：BYD ***M5-18 (***=080, 085, 090, 095)

1.1.2. 多結晶シリコン太陽光発電モジュール：

6" 多結晶シリコン太陽光発電モジュール：

72スライス：BYD ***P6-36 (***=240, 245, 250, 255, 260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305)

BYD ***P6C-36 (***=240, 245, 250, 255, 260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305)

BYD ***P6-36-DG (***=240, 245, 250, 255, 260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305, 310)

BYD***P6C-36-DG (***=240, 245, 250, 255, 260, 265, 270, 275, 280, 285, 290, 295, 300, 305, 310, 315)

60スライス：BYD ***P6-30 (***=200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240, 245, 250, 255)

BYD ***P6C-30 (***=200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240, 245, 250, 255)

BYD ***P6-30-DG (***=200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240, 245, 250, 255)

BYD***P6C-30-DG(***=200, 205, 210, 215, 220, 225, 230, 235, 240, 245, 250, 255, 260)

54スライス：BYD ***P6-27 (***=180, 185, 190, 195, 200, 205, 210, 215)

BYD ***P6C-27 (***=180, 185, 190, 195, 200, 205, 210, 215)

48スライス：BYD ***P6-24 (***=160, 165, 170, 175, 180, 185, 190)

BYD ***P6C-24 (***=160, 165, 170, 175, 180, 185, 190)

36スライス：BYD ***P6-18 (***=120, 125, 130, 135, 140, 145,150)

BYD ***P6C-18 (***=120, 125, 130, 135, 140, 145,150)

5" 多結晶シリコン太陽光発電モジュール：

72スライス：BYD ***P5-36 (***=160, 165, 170, 175,180, 185, 190)

54スライス：BYD ***P5-27 (***=120, 125, 130, 135,140, 145)

36スライス：BYD ***P5-18 (***=080, 085, 090, 095)

2. 限定的保証

2.1. 材質や仕上がりに関する限定的保証

2.1.1. BYDは、モジュール、接続箱、バイパスダイオード、関連する直流コネクタおよびケーブルを含む製品が、正常な使用、取り付け、およびメンテナンス条件下において、その材質と仕上がりにおいて欠陥がないことを、製品の取り付けから百四十四(144)ヶ月、またはBYDの工場から製品が出荷してから12ヶ月のうち早い方（「保証開始日付」）まで保証するものとする。

2.1.2. 製品の材質または仕上がりに何らかの欠陥が見られた場合、BYDは自社の裁量で欠陥製品を修理または交換するが、この際モジュールや部品の交換にかかる料金は顧客に請求しない。修理または交換は、保証条件下においてBYDが提供する唯一および排他的救済である。

2.1.3. BYDが当該の欠陥製品を修理または交換すると判断した場合、その保険、配送費、税関手続き、物流費など、欠陥製品をBYDに返品し、修理または交換した製品を顧客に発送して取り付けるためのあらゆる料金または費用はBYDが負担するものとする。交換すると判断し、申し立ての時点で製品または部品のタイプが製造中止になっていた場合、顧客のPVシステムと互換性があるものであれば、BYDは異なるサイズ、形、色または出力を持つ、別タイプの製品またはその一部を配送する権利を有する。

2.2. 出力電力の限定的保証

出力電力の限定的保証は、BYDによる瞬間試験（太陽光発電シミュレータテスト）の出力電力のレポートに基づく。製品が次の条項2.2.1-2.2.2に準拠しない場合、BYDは独自の裁量において、(1) BYDが費用を負担して欠陥製品を修理または交換する; または(2) 顧客が申し立てを行った時点の製品の市場価格に基づいて、下記に定めた製品の実際の出力電力と公称電力の差額を返金する。

2.2.1. 保証開始日付から一(1)年以内に、モジュールは出荷時の製品ラベルに記載された定格電力出力の最低97.5%に変化する。

2.2.2. 保証開始日付から二十四(24)年間、モジュールは出荷時の製品ラベルに記載された定格電力出力を基準として毎年0.73%以上ずつ劣化することはない。そのため、保

証期間終了時に保証される最低モジュール電力出力は出荷時の製品ラベルに記載された定格電力出力の80%である。

出力電力は条項2.2.1 および2.2.2 に従って算出すること。下記の出力電力シートはあくまで参照用である。	
保証/期間（年）	*最低出力%*
0	*100.0%*
1	*97.50%*
2	*96.77%*
3	*96.04%*
4	*95.31%*
5	*94.58%*
6	*93.85%*
7	*93.12%*
8	*92.39%*
9	*91.66%*
10	*90.93%*
11	*90.20%*
12	*89.47%*
13	*88.74%*
14	*88.01%*
15	*87.28%*
16	*86.55%*
17	*85.82%*
18	*85.09%*
19	*84.36%*
20	*83.63%*
21	*82.90%*
22	*82.17%*

23	*81.44%*
24	*80.71%*
25	*80.00%*

2.3. 製品の電力出力を決定する目的で、測定値は次の標準テスト条件を基準にするか、または規格化するものとする。

(1) 放射量1000 W/m2; および

(2) 分光分布1.5 AM（大気質量）; および

(3) 電池温度25℃。

測定はIEC60904に従って行い、EN50380に準拠した測定システム誤差を考慮するものとする。

3. 保証の例外および制限事項

3.1. ここに記載された保証内容は、他の保証すべてに代わるものである。いかなる場合も、商品適格性、特定の目的に対する適切性、非侵害を含むがそれに限定されないあらゆる黙示的保証は、上記の条項2で特定した該当保証期間を超過しないものとする。州または意思決定法域によっては、黙示的保証の有効期間の制限を認めないため、上記の保証期間が該当しない場合がある。PVモジュールの販売者あるいはいかなる者も、BYDに代わって、ここに規定された保証以外の保証を定める、または上記に期待した保証期間を延長する権限を持たない。

3.2. いかなる場合も、すべての保証に関する申し立ては当保証内容が有効である該当期間内にBYDが受領する必要があり、BYDは保証が欠陥製品に対する当該の申し立てに適用されるかどうかを判断する権利を有する。

3.3. 次の条件に当てはまる製品には保証が適用されない：

3.3.1. 不正使用、誤用、放置または保管、輸送、取扱い、取り付け、応用、使用またはサービスで事故が発生した場合。

3.3.2. BYDまたは公認のメンテナンス担当者による事前の書面による明示的な合意なしに、改変、改造、修理または交換した場合。

3.3.3. BYDの取り付けおよびメンテナンス指示に従わなかった場合：

3.3.4. 製品の改造､取り外し､および製品のタイプまたはシリアル番号が判読不能な場合。

3.3.5. 『取り付けおよびユーザーマニュアル』に沿わない異常な環境条件で使用した場合。

3.3.6. 停電による電力サージ、落雷、洪水、火災、不足の破損またはBYDが制御不能なその他の出来事。

3.3.7. BYDまたはその他サードパーティの知的所有権を侵害する方法で使用した場合。疑念を回避するために述べると、BYDが提供する製品自体、BYDの取扱説明書に準じた使用、および『取り付けおよびユーザーマニュアル』は、BYDおよびその他のサードパーティの知的所有権を侵害するものではない。

3.3.8. PVモジュールの取り付けに伴う表面の傷、または正常な磨耗および傷。

4. 保証サービスの実施

4.1. 当保証書の範囲内で顧客が保証サービスを申し立てた場合、顧客は速やかに指示およびフォームを記入する担当者を、書面により下記までBYDに通知すること。

電話：+86-21-5777-8888-32168

電子メール：xu.pengfei@byd.com

住所：No.999 Xiang jing Road, Song jiang District,

Shanghai. 201611, P. R. China

4.2. 通知する際、顧客は発注書番号および、購入日、購入価格、パネルタイプが明記された請求書を同封すること。

4.3. 事前に顧客に対して書面による承認が送付されていない限り、製品の返品は許可されない。

5. 賠償責任の制限

5.1. ここに定められた保証内容は、BYDが提供する唯一かつ排他的保証であり、明示か黙示かに関わらず保証不履行に対して顧客が受領する唯一かつ排他的な救済である。ここに定められた方法と期間における救済の提供により、製品に関して顧客に対するBYDの賠償責任および責任は完全に履行されたとみなされる。

5.2. 契約、保証、過失、厳格責任、またはその他の論理のどれを基準にする場合も、製品またはその取付け、使用、保証の履行または不履行、あるいは欠陥または違反から派生するいかなる偶発的、特殊または結果的損害についても、BYDはその賠償責任を負わない。使用、利益、収益、生産性の損失に対する損害については、明確にその賠償責任を放棄するものとする。州によっては、偶発的または結果的損害の例外または制限事項を認めないため、上記の制限事項または例外が該当しない場合がある。

損害かどうかに関わらずBYDが賠償に同意した場合、関与する特定製品に対して顧客が支払った価格を超過しないものとする。

6. 雑則

6.1. BYDは、BYDから事前の書面による合意がない限り、顧客が購入した製品または部品の返品を認めない。

6.2. 製品を修理、交換、または追加配送した場合も、当保証書に定められた保証期間は更新されない。

6.3. 保証期間後に顧客が修理または交換の保証サービスを申し立てた場合、BYDはその費用を請求する。

6.4. 顧客に事前の書面による通知を送付することにより、BYDは当保証書に定められた保証義務の実施をサードパーティに委託する場合がある。

6.5. 保証の申し立てにおける差異から発生するあらゆる係争は、ドイツのフライブルグにあるFraunhofer ISE、ドイツのケルンにあるTÜV SÜD、米国のASUアリゾナ州立大学のような一流の国際検査機関に提出した上で、最終解決を求めることとする。さらに、当該機関はBYDと顧客の両者によって指名するものとする。すべての料金および費用は、敗訴した当事者が負担するものとする。

6.6. 当保証書から、またはそれに関連して派生する品質に関する問題または申し立ては、形態の如何に関わらず、その発生から一(1)年以内にBYDに通知した上で解決すること。

6.7. 当保証書のいかなる箇所または条項、または任意の人物または状況に対するその適用が無効、または強制不能として保留される場合、その保留は当保証書のその他の箇所、条項、または適用に影響を及ぼさず、有効に存続するものとする。

7. 有効性

当保証書は2013年7月25日から、書面によるBYDの保証更新日まで有効性を持つ。当保証書は、当該期間中にBYDの工場から出荷されたBYD製品すべてに適用される。